

まぐろ・めろの事前確認申請も 電子申請が利用できます！

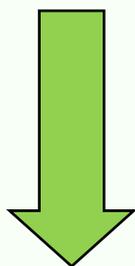
- 新たな電子申請システム(NACCS貿易管理サブシステム)が2010年2月21日から運用開始。
- 新たな電子申請システムを利用すれば、経済産業省に出向くことなく「まぐろ・めろの事前確認」の申請や確認書の発給通知の受取りも可能。
- 外為法に基づく電子申請の利用は無料。
*ただし、申請用パソコンやインターネットの接続料金等は申請者の負担

新たにこのようなメリットも

- ★申請者が事前に通関業者を登録しておけば、**通関業者による申請の代行が可能。**
- ★**24時間、365日、いつでも申請が可能。**
*ただし、平日17時以降に到着完了した申請の受理は翌営業日
- ★**審査過程で申請内容の修正も可能。**

新たな電子申請手続

申請者登録



事前確認申請

申請者



新たな電子申請システムを利用して事前確認を受けようとする者は、①NACCSセンターに利用を申込み、IDとパスワード等を取得 ②経済産業省へ申請者の届出

* 通関業者の事前確認申請手続きの代行のための登録・申請方法

- ①通関業者(B社)はNACCSセンターに利用を申込み、IDとパスワード等を取得。その後、経済産業省に申請者の届出。
- ②事前確認を受けようとする者(A社)がB社に代行申請を行わせる旨、経済産業省に届出を行い、代行申請用の委任パスワード(期限付・数次利用可)を取得。
- ③B社は自らのIDとパスワードでログインし、代行申請用の委任パスワードを利用して、代行申請を実施(B社からの代行申請の実施については、自動的に電子メールでA社に通知)。

経済産業省



①電子申請による事前確認の申請

②漁獲証明書等の添付書類を農水産室に持参又は郵送等により提出

③事前確認を行った旨の通知＝電子ライセンスの発給

◆お問い合わせ先◆

電子申請システムについて:経済産業省貿易管理部貿易管理課(03-3501-0538)

事前確認手続きについて:経済産業省貿易管理部農水産室(03-3501-0532)